

常用漢字表に関する国語分科会及び主査打合せ会での主な意見(案)

- 現行の常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の考え方（「漢字使用の目安」，「運用に当たっては，個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるもの」（前書き））によれば，各自治体や民間の組織などにおいて，それぞれの考え方に基づいて「障害」以外の表記を用いることができる。まずは，そのことを広く知らせる必要があるのではないか。
- 「障害」のほか，「^{がい}障碍」「障がい」「しょうがい」など，それぞれの考え方や事情に従って用いられている表記については，いずれも尊重される必要があるのではないか。
- 「選択肢としての漢字」という考え方は，これまでの常用漢字表にないものである。国語施策の問題として検討するとなれば，相応の時間が掛かるのではないか。
- 平成 22 年の常用漢字表改定時の審議の経緯や，その後の障害者政策を担当する他の部署における検討の状況等について，改めて整理する必要があるのではないか。
- 「改定常用漢字表」（平成 22 年 文化審議会答申）では，「政府の「障がい者制度改革推進本部」において，「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり，その検討結果によっては，改めて検討する」としており，障害者政策の観点からの検討が更に進められるよう呼び掛けてはどうか。
- 平成 22 年の常用漢字表改定時にも，国語施策の観点から時間を掛けて検討が行われたことを改めて周知すべきではないか。
- 現状においても，それぞれの考え方に基づいた表記を用いることができるということについて，その根拠を明示した方が良いのではないか。
- それぞれの分野で，様々な観点から，「障害」の表記について検討が行われることが大切ではないか。